第14号様式（第８条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

選挙管理委員会 8.4.22 受付

令和　7　年分
（令和　年　月　日開催分）

1　政治団体の名称（ふりがな）　だいにっぽんでいこくぎじゅく　大日本帝國義塾

2　主たる事務所の所在地　垂水市二川517-1

3　代表者の氏名　大崎　貴之

4　会計責任者の氏名　大崎　剛男

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☑ ２以上の都道府県の区域等
□ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

受付 8.5.11 収支公開室 第　号

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

197

314100

（その２）

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「０」とすること。

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

		十億	百万	千	円
収入総額	A（①+②）				0
（前年からの繰越額）	①				0
（本年の収入額）	②				0
支出総額	B				0
翌年への繰越額	A－B				0

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数　（党費又は会費を納入した実人数を記載すること）				0

(2)　寄附					
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額				備考
(ア)　個人からの寄附	十億	百万	千	円 0	内訳は（その７）へ
〔うち特定寄附〕				0	
(イ)　法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ)　政治団体からの寄附				0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)				0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	内訳は（その８）へ
イ　政党匿名寄附				0	内訳は（その９）へ
合計（ア＋イ）				0	

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は，政治資金規正法では，寄附として取扱われるため，本欄ではなく，寄附の欄に記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（備考）　１　項目ごとの資産の有無について，「□」内に「☑」を記入すること。
　　２　「有」に記入した場合，項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

令和 8年 4月20日

政治団体の名称　大日本帝國義塾

会計責任者の氏名　大﨑 [illegible]

代表者の氏名（解散団体のみ）

（注）1　会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は，この限りでない。
2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は，会計責任者の氏名の他，代表者の氏名を記載すること。また，代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は，この限りでない。